平成２３年（フ）第１５１７５号
東京都港区南青山２丁目17番３号
破産者　株式会社ラウンド
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１７６号
神奈川県横浜市青葉区すすき野３丁目２―１―404
破産者　吉相　博正
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９２号
埼玉県春日部市大畑80番地
破産者　株式会社東美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１９３号
埼玉県春日部市大畑80
破産者　田中　潤一
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４２号
神奈川県川崎市多摩区布田31番４号
破産者　有限会社マックィーン
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４３号
東京都新宿区西新宿３丁目８―14―502
破産者　高橋　瑞哉
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６１号
茨城県かすみがうら市下稲吉1993番地73
破産者　株式会社エム建築工房
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６４号
東京都墨田区江東橋１丁目４番12―201号
破産者　アクセプト株式会社
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６５号
東京都江戸川区船堀２丁目17―９―303
破産者　麻生　弘光
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６６号
東京都江戸川区船堀２丁目17―９―303
破産者　麻生　智美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９５号
東京都品川区東五反田２丁目１番１号
破産者　株式会社テンパリング
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９６号
東京都品川区大井３丁目21―28―404
破産者　甫喜山貴則
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３０７号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢８丁目24番３号
破産者　株式会社ハマ建装
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５８号
東京都大田区大森東２丁目８番12号―１Ｆ
破産者　株式会社ＤＡＩ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1336―14
アネーロレシデンシアⅡ―203
破産者　大門彰こと　大門　　明
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３８８号
東京都新宿区市谷田町２―20―５、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区飯田橋１丁目７番11号
破産者　株式会社スタジオイフ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３８９号
東京都板橋区赤塚新町３丁目32―１―205
破産者　福田　一郎
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４００号
東京都武蔵野市西久保３丁目14番９号
破産者　株式会社クレーデザイン事務所
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２２号
東京都足立区興野２丁目16―７、開始決定時の住所東京都台東区東浅草１丁目18―６
破産者　朝倉　敦司
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８０号
東京都千代田区神田神保町２丁目９番１号
破産者　株式会社エーアイスタッフ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８１号
東京都立川市柴崎町３丁目２番１号
破産者　有限会社エム・エス・ケイフーズ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４８３号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目28―51
破産者　増岡　美佳
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部